

平成 21 年 12 月 14 日

高松市教育委員会 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤 本 邦 人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 21 年 7 月 9 日付け高教一第 20 号により諮問のあった事案について、
次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市教育委員会をいう。以下、同じ。）が公開および一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

「平成 21 年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目様式 8，20，26
（高松一高が作成あるいは取得したもの）」

平成 21 年 4 月 24 日：請求人からの公開請求を受付

平成 21 年 5 月 7 日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成 21 年 6 月 11 日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

- （1）個人の評価に係る重要な情報であり、一部でも未開示部分があると全体の正確性、選択方法の真実性等に疑義を生じるので、未開示があり納得で

きない。

(2) 開示請求部分を全部開示してほしい。(未開示部分があると適正な判断ができない。)

(3) 選抜資料の真実を開示しないと誤解や憶測を生じる。

(4) 行政事務は、真実かつ適正な事務であれば将来、いかなる場合においても支障はないと思う。

(5) 真実をすべて開示しないことは不正な行為をしていると思う。

また、実施機関が提出した非公開理由書に対する異議申立人の意見書および当審査会での口頭意見陳述における追加的主張は、次のとおりである。

(6) 個人の権利利益よりも、開示請求者の生命、健康等の利益を保護することが必要であり、正当に開示すべきものである。

(7) 未開示では真実がわからない。未開示部分があるがため、憶測や誤解を生じている。内容を開示することにより信用がもてるが、開示しないことは不信・疑念を増大する。したがって、全ての開示を要求する。

(8) 様式25・26は一对の資料であり、全ての開示を要求する。

(9) 総合的かつ具体的な説明を15歳の子どもに解るように詳しく説明してほしい。

(10) 将来のある子どもに理不尽な結果をおしつけることになると、人間形成に悪影響を及ぼす。

(11) 私と子どもが納得できる誠意ある回答を要求する。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 様式8は「学習成績等一覧総括表」であり、請求人の子が在籍した市内の中学校(以下、「当該中学校」という。)の当該年度3年生の各教科の評定ごとの人数が記載されている。また、学級活動や生徒会活動、学校行事に熱心だったかどうか記載されているものである。これらは、当該年度の当該中学校3年生の小集団の学習成績の良し悪しや特別活動の熱心さを表したものであり、高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39

号。以下、「条例」という。）第7条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、中学校間の比較・序列化につながるおそれがあり、そのことにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、一部公開としたものである。

(2) 様式26は「選抜結果報告書」である。高松市立高松第一高等学校（以下、「高松一高」という。）および香川県公立高等学校入学者選抜では、調査書成績（学習の記録）、学力検査成績およびその他の記載内容（学習に関する所見、特別活動に関する所見および人物に関する所見）を資料として、総合的に合否判定を行うことを基本としている。様式26は、高松一高の平成21年度入学者一般選抜結果の報告書であり、学力検査の結果と学習の記録数値を基に作成された各段階ごとの合否結果を表している。

様式26は、当該高校の合格最低ラインの情報が含まれるものであり、公開することにより、序列化が公に行われるおそれがある。

1～5ランクの配点を明らかにすることは、成績のみの学校評価につながる。

これらのことから、条例第7条第5号に該当し、一部公開としたものである。

(3) 香川県教育委員会の方針の確認

「学習成績等一覧総括表」については、当該中学校3年生全体の教科の評定が公開されると、中学校間の差が明らかになり、学校間の比較・序列化につながり、今後の教育活動に支障が生じるおそれがある。また、在校生・卒業生等の権利利益を害するおそれがある。

県内の公立高校の入学者選抜において、合否の判定にあたっては、学力の判定の結果、適性検査の成績、調査書の学習の記録以外の記載事項および面接の結果を総合的に考慮し、入学定員の範囲内で合格者を内定する。

（注）入学者選抜の基本方針として、学力の判定にあたっては、調査書の学習の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、面接の結果を選抜の資料とするにあたっては、入学志願者の長所が特に認められる場合、これを評価し、合否の判定にあたっては、特別活動の記録など調査書の学習の記録以外の記載事項、適性検査の成績およびその

他の資料についても、これを十分尊重することとしている。

しかしながら、仮に「選抜結果報告書」を開示すると、当該高校の合格者の最高得点および最低得点が明らかになることから、学力検査得点と合否判定の関係のみが注目され、学校間の誤ったランク付けや序列化を促進し、上記の方針に基づいた選抜が実施できなくなるおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由、異議申立人の異議申立理由および口頭意見陳述を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

様式 8 および様式 26 については、平成 21 年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目における関係行政文書である。異議申立人は、これらの行政文書が、自己が開示請求して入手した個人情報と比較検討する上で重要な情報であり、非公開部分があると全体の正確性が確保されず、不正を疑うと主張している。しかしながら、当審査会は、実施機関が一部公開とした処分は相当であると判断する。以下、その理由について述べる。

(1) 様式 8 について

本行政文書は、当該中学校の当該年度の 3 年生の各教科の評価ごとの人数および、学級活動や生徒会活動、学校行事の取り組みの評価が記載されたものである。各教科の評価欄には、当該 3 年生の個々の生徒が絶対評価方式のもと決定された 1 から 5 までの評価を集計した人数分布が記載されており、当該年度の当該中学校 3 年生 250 人の学習到達度や理解度が数値化されている。また、学級活動や生徒会活動、学校行事の取り組みについて○、◎、または空欄方式で記載されている。これらの情報は、当該年度の当該中学校 3 年生の評価に関するもので、仮に公開された場合に、他の中学校の卒業生や当該中学校の過去や将来の卒業生の情報と比較できることとなり、そうした場合に、当該年度の卒業生の評価による優劣が可能となるものである。

条例は、原則として、実施機関が保有している行政文書を公開することをその趣旨としているところであるが、条例第 3 条に規定するとおり個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない

とされ、条例第7条第1号に規定するとおり、実施機関は、個人の識別情報や識別できないとしてもなお個人の権利利益を害するおそれがある場合には、当該部分を非公開としなければならないと定めている。

本行政文書は、当該中学校の当該年度の卒業生の小集団の個人情報が集積されたものであり、まさに、条例第7条第1号に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するというべきである。

また、本行政文書は、卒業生が受験する高校に提出するために作成されたものであり、本来、その情報の重要性から公表することを予定しているものではない。このため、本行政文書が公開された場合には、中学校間の差が明らかになり、学校間の比較・序列化につながり、中学における今後の教育活動に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第5号本文後段に規定する、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるものに該当する。

(2) 様式26について

本件行政文書は、平成21年度の高松一高普通科の合格者選抜結果の報告書である。横軸に学力検査の結果を、縦軸に学習の記録数値をそれぞれ5段階に分類し、表形式で整理されている。この表の非公開部分には、高松一高の各段階の学力検査の点数や学習の記録数値、それぞれのブロックに該当する合格者および不合格者の人数が記載されている。これらの数値を公開した場合に、その年度の受験生の学力検査と学習の記録数値の最低ラインが容易に推測されることになる。そうした場合、合格者の選抜結果における一般的にいう合格最低ラインは当然年度ごとに変動するにもかかわらず、その数値のみが独り歩きし、翌年度の選抜結果において受験生やその保護者とトラブルが発生することは予想に難くない。

実施機関の説明によると、入学者選抜において、高松市教育委員会は香川県教育委員会と同一の実施細目に基づき執り行っており、学力判定の結果、適性検査の成績、調査書の学習の記録以外の記載事項および面接の結果を総合的に考慮し、合格者を選抜しているとのことである。しかしながら、前述の推測された数値による受験生側と高校とのトラブルが多発する

と、将来的には、総合的に判断することが困難になり、結局、学習成績等の数値のみにより判断せざるを得なくなる。そうした場合、生徒の適性を考慮してそれぞれの高校の校風にあった教育をして、社会に巣立たせようとする高松市教育委員会および香川県教育委員会の本来の趣旨を達成することは困難になり、高校入試選抜における事務および事業の遂行に支障を及ぼすことは明らかである。

また、将来、すべての高校で公開された場合に、他の高校の最低ゾーンとの比較により高校の序列化が顕著になり、在校生や保護者、卒業生の名誉や感情を害し、在校生の就職活動や卒業生の社会生活に不利益を及ぼす可能性があり、高校における今後の教育活動に支障が生じる。

以上のことから、本件行政文書を公開することは、条例第7条第5号本文後段に該当し、前記各事務または事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることは明らかであることから、非公開決定した処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年7月9日	諮問書受付
平成21年8月27日	実施機関から非公開理由書受付
平成21年9月30日	異議申立人から非公開理由書に対する意見書受理
平成21年11月10日	実施機関の非公開理由、異議申立人による口頭意見陳述および争点の審査
平成21年12月1日	答申案審査
平成21年12月14日	答申